

元日監第110号
令和2年1月29日

日進市長 近藤 裕貴 様

日進市監査委員 浅岡 勇夫
日進市監査委員 永野 雅則

定期監査の結果について（提出）

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を提出します。

第1 監査の対象

議会事務局 議事課

第2 監査の期間

令和元年10月24日から令和元年12月24日まで

第3 監査の方法

令和元年度（平成31年4月1日から令和元年10月31日）における財務に関する事務が法令等に基づき、適正かつ効率的に執行されているか、また、本年度の定期監査における主要監査項目を主眼として、関係職員から説明の聴取と諸帳簿及び諸書類の審査を行いました。

第4 監査の概要

1. 概要

議事課は、庶務係、議事調査係の2係があります。

事務分掌は、次のとおりです。

〔庶務係〕

- ① 議員の身分及び報酬等に関すること。
- ② 儀式及び交際に関すること。
- ③ 議長会、事務協議会に関すること。
- ④ 職員の人事、服務及び給与に関すること。
- ⑤ 文書の収受、発送及び編さん保存に関すること。
- ⑥ 公印の管理に関すること。
- ⑦ 議場及び議会関係各室の管理に関すること。
- ⑧ 議会に関する条例及び規則等の制定改廃に関すること。
- ⑨ 議会費の予算及び会計経理に関すること。
- ⑩ 物品の購入及び整理保管に関すること。
- ⑪ 議決及び決定事項の通知及び報告に関すること。
- ⑫ 課内の庶務及び他の係の所管に属さないこと。

〔議事調査係〕

- ① 本会議、委員会その他の会議に関すること。
- ② 議員提出議案及び意見書に関すること。
- ③ 請願、陳情等に関すること。
- ④ 会議録及びその他会議の記録の調製及び保存に関すること。
- ⑤ 議員の出欠席に関すること。
- ⑥ 公聴会に関すること。
- ⑦ 傍聴人に関すること。
- ⑧ 市政全般の調査及び情報提供に関すること。
- ⑨ 議会報に関すること。
- ⑩ その他議事に関すること。

2. 組織と職員数

役職別職員数は、事務局長 1 名、課長 1 名、主幹 1 名、係長 1 名、主査 1 名、主事 1 名 計 6 名

係別職員数は、庶務係 1 名（主査 1 名）、議事調査係 2 名（係長 1 名、主事 1 名）です。

3. 予算執行状況

各会計の歳入歳出の状況は、次のとおりです。

<歳入の状況>（10月末日）

（単位：円・％）

款	予算現額	調定額A	収入済額B	収入未済額 A－B	収入率 B/A
20 款 雑入	1,000	0	0	0	0.0

<歳出の状況>（10月末日）

（単位：円・％）

款・項・目	予算現額 A	執行済額 B	予算残額 A－B	執行率 B/A
1 款 1 項 1 目 議会費	255,682,000	140,789,668	114,892,332	55.1

第5 監査の結果

監査を実施した範囲において、予算の執行状況は概ね適正であったと認められました。
なお、今後の事務の執行にあたっては、次の点について要望いたします。

[要望]

- ・ 有事の際の議長職等の代行順位を定められたい。
- ・ 契約事務を行う際は、適正な事務処理とされたい。
- ・ 無償貸与されている物品についても、別途備品管理をされたい。

第1 監査の対象

建設経済部 建築課

第2 監査の期間

令和元年10月24日から令和元年12月24日まで

第3 監査の方法

令和元年度（平成31年4月1日から令和元年10月31日）における財務に関する事務が法令等に基づき、適正かつ効率的に執行されているか、また、本年度の定期監査における主要監査項目を主眼として、関係職員から説明の聴取と諸帳簿及び諸書類の審査を行いました。

第4 監査の概要

1. 概要

建築課は、開発係と建築係の2係があります。

事務分掌は、次のとおりです。

〔開発係〕

- ① 課内の庶務及び他の係に属さないこと。
- ② 開発許可に関すること。
- ③ 開発の相談及び指導に関すること。
- ④ 宅地造成に関すること。
- ⑤ 土地譲渡益重課制度等に係る優良宅地等の認定に関すること。

〔建築係〕

- ① 建築確認及び許可に関すること。
- ② 建築の相談及び指導に関すること。
- ③ 道路位置指定に関すること。
- ④ 違反建築物の是正措置に関すること。
- ⑤ 建築物の耐震促進に関すること。

2. 組織と職員数

役職別職員数は、課長1名、課長補佐1名、係長2名、主任1名、主事1名 計6名、

係別職員数は、開発係2名（係長1名、主事1名）、建築係2名（係長1名、主任1名）が配属されています。

3. 予算執行状況

各会計の歳入歳出の状況は、次のとおりです。

＜歳入の状況＞（10月末日）

（単位：円・％）

款	予算現額	調定額A	収入済額B	収入未済額 A－B	収入率 B/A
14 款 使用料及び手数料	1,000	0	0	0	***
15 款 国庫支出金	11,059,000	0	0	0	***
16 款 県支出金	5,425,000	0	0	0	***
21 款 諸収入	2,000	7,230	7,230	0	100.0

＜歳出の状況＞（10月末日）

（単位：円・％）

科 目	予算現額 A	執行済額 B	予算残額 A－B	執行率 B/A
8 款 4 項 1 目 都市計画総務費	22,667,000	5,486,090	17,180,910	24.2
04 開発・建築事務	304,000	114,690	189,310	37.7
05 建築物耐震化促進事業	22,363,000	5,371,400	16,991,600	24.0

第5 監査の結果

監査を実施した範囲において、予算の執行状況は概ね適正であったと認められました。

第1 監査の対象

教育部 学校教育課

第2 監査の期間

令和元年10月24日から令和元年12月24日まで

第3 監査の方法

令和元年度（平成31年4月1日から令和元年10月31日）における財務に関する事務が法令等に基づき、適正かつ効率的に執行されているか、また、本年度の定期監査における主要監査項目を主眼として、関係職員から説明の聴取と諸帳簿及び諸書類の審査を行いました。

第4 監査の概要

1. 概要

学校教育課は、指導係と学校教育係の2係があります。

事務分掌は、次のとおりです。

〔指導係〕

- ① 学校の組織編成、教育課程、教育指導及び学習指導に関すること。
- ② 県費負担教職員の任免、懲戒及びその他の人事の内申に関すること。
- ③ 県費負担教職員のサービスの監督及び勤務成績の評定に関すること。
- ④ 教職員の免許に関すること。
- ⑤ 教職員の研修に関すること。
- ⑥ 就学指導に関すること。
- ⑦ 教科書及びその他の教材の取扱いに関すること。
- ⑧ 教職員、児童及び生徒の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- ⑨ その他学校指導に関すること。

〔学校教育係〕

- ① 課内の庶務及び他の係に属さないこと。
- ② 児童及び生徒の就学、入学及び転学に関すること。
- ③ 就学援助及び就学奨励に関すること。
- ④ 教育支援センターに関すること。
- ⑤ 教育相談に関すること。
- ⑥ 心の教室相談に関すること。
- ⑦ 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。
- ⑧ 通学区域及び通学路に関すること。
- ⑨ 交通指導員に関すること。
- ⑩ その他学校教育に関すること。

2. 組織と職員数

役職別職員数は、部次長兼課長 1 名、主任指導主事 1 名、指導主事 1 名、主幹 1 名、係長 2 名、主事 4 名、非常勤職員 1 名、臨時職員 1 名 計 11 名

係別職員数は、指導係 5 名（係長 1 名、主事 2 名、非常勤職員 1 名、臨時職員 1 名）、学校教育係 3 名（係長 1 名、主事 2 名）が配属されています。

3. 予算執行状況

各会計の歳入歳出の状況は、次のとおりです。

＜歳入の状況＞（10月末日）

（単位：円・％）

款	予算現額	調定額A	収入済額B	収入未済額 A－B	収入率 B/A
15 款 国庫支出金	1,655,000	0	0	0	***
16 款 県支出金	2,105,000	1,800,000	0	1,800,000	0.0
21 款 諸収入	7,824,000	4,222,034	4,222,034	0	100.0

＜歳出の状況＞（10月末日）

（単位：円・％）

款・項・目	予算現額 A	執行済額 B	予算残額 A－B	執行率 B/A
10 款 1 項 2 目 事務局費	147,526,000	58,007,007	89,518,993	39.3
10 款 2 項 1 目 学校管理費（小学校）	22,235,000	12,408,545	9,826,455	55.8
10 款 2 項 2 目 教育振興費（小学校）	225,251,000	109,312,975	115,938,025	48.5
10 款 3 項 1 目 学校管理費（中学校）	9,914,000	5,553,147	4,360,853	56.0
10 款 3 項 2 目 教育振興費（中学校）	111,629,000	57,069,904	54,559,096	51.1

第5 監査の結果

監査を実施した範囲において、予算の執行状況は概ね適正であったと認められました。
なお、今後の事務の執行にあたっては、次の点について要望・意見いたします。

[要望]

- ・ 選手派遣事業については、学校ごとで解釈に相違が出ないように、基準を統一されたい。

- ・ 特別支援巡回指導事業業務委託及び臨床心理相談事業業務委託について、仕様書も含め適正な契約をされたい。
- ・ 要保護・準要保護児童生徒就学援助費及び特別支援教育就学奨励費の修正申告に伴う認定の見直しについて、説明責任が果たせるよう適正に処理されたい。
- ・ ポケットークの運用については、W i - F i 環境の活用あるいはレンタルについて検討されたい。
- ・ 個人情報の持ち出しを防ぐ方法を早急に検討されたい。

[意見]

- ・ I C Tを利用した業務について調査・検討し、業務の合理化を進められたい。
- ・ 選手派遣事業始め学校行政における教職員業務について、愛日管内での統一的運用について研究されたい。
- ・ 産業医によるメンタルヘルス面接指導について、面接希望者に精神的負担とならない申し込み方法について検討されたい。